

ネパール 2018 年経済センサス
確報結果 National Report No. 3-1 の概要

ネパールでは史上初めてとなる、すべての事業所¹⁾を調査対象²⁾とする 2018 年経済センサス（事業所の国勢調査）が、2018 年 4 月 14 日を調査期日として実施された。その後、14 か月に及ぶ集計期間等を経て、まず、2019 年 7 月 1 日に事業所数及び従業者数に関する確報結果として、第一報（産業別）が公表され、続いて、同年 9 月 1 日に第二報（従業者規模別）、2020 年 1 月 2 日に第三報（地域別）が公表された。次に、売上、支出及び損益に関する確報結果として、同年 5 月 5 日に第四報（産業別）が公表され、続いて、同年 5 月 18 日に第五報（従業者規模別）、同年 6 月 1 日に第六報（地域別）が公表された。その次に、給与・賃金に関する確報結果として、このたび、第七報（産業別）が公表されたので、その概要を以下に報告する。

1. ネパールにおける雇用者のいる事業所数は 219,303 事業所

2018 年 4 月 14 日（ビクラム暦では 2075 年 1 月 1 日）現在におけるネパール全国の雇用者のいる（給与・賃金を得ている者がいる）事業所数は、219,303 事業所となっている。また、雇用者数は、1,709,101 人で、1 事業所当たりの雇用者数は、7.8 人となっている。ちなみに、日本は 13.1 人（常用雇用者³⁾数/常用雇用者のいる事業所）となっている。

2. ネパールにおける雇用者のいる事業所の年間給与・賃金総額は 4213 億ルピー（1ルピー≒¥1）

雇用者のいる事業所の年間給与・賃金総額は、4213 億ルピーとなっている。これを産業（NSIC Section）別にみると、製造業（茶製造業、レンガ製造業、砂糖製造業等）が 857 億ルピーと最も多く、全体の 20.3%を占めている。次いで、教育業（小中学校、高校、大学、専修学校、各種学校等）が 685 億ルピー（同 16.3%）、卸売・小売業（自動車・バイク修理業含む、コンビニ、スーパー・マーケット、百貨店等）が 658 億ルピー（同 15.6%）、金融・保険業（銀行、保険会社等）が 524 億ルピー（同 12.4%）などとなっている。

一方、芸術・娯楽・レクリエーション業（サッカー・クラブ、フィットネス・センター、遊園地等）が 20 億ルピーと最も少なく、全体の僅か 0.5%となっている。次いで、鉱業・採石業（石、砂、砂利、粘土等の採取）が 39 億ルピー（同 0.9%）、上下水道業（下水処理を含む）が 56 億ルピー（同 1.3%）などとなっている。ただし、調査対象に含まれていない経済活動が多い建設業及び不動産業を除く。

ちなみに、日本の年間給与・賃金総額は、201 兆 5477 億ルピー⁴⁾（2016 年、¥1=Rs.1）で、ネパールの約 480 倍となっている。また、カンボジアは、903 億ルピー⁵⁾（2011 年、USD1=Rs.110）で、ネパールの約 2 割となっている。

3. ネパールにおける雇用者のいる事業所の雇用者1人当たりの年間給与・賃金は24万7千ルピー

雇用者1人当たりの年間給与・賃金は、24万7千ルピーとなっている。これを、雇用産業別にみると、電気・ガス・熱供給業（電力会社等）が77万ルピーで最も多く、次いで、情報・通信業（インターネット・プロバイダー、携帯電話会社等）が72万ルピー、上下水道業（下水処理を含む）が59万4千ルピー、鉱業・採石業が59万2千ルピーなどとなっている。

一方、教育業が14万ルピーと最も少なく、次いで、その他のサービス業（理容室、美容室、協同組合、協会等）が15万ルピー、農林水産業（登録された事業所のみ、果実栽培、野菜栽培、畜産等）が17万5千ルピー、芸術・娯楽・レクリエーション業が17万6千ルピーなどとなっている。

また、日本の雇用者1人当たりの年間給与・賃金は、365万4千ルピーで、ネパールの約15倍となっている。また、カンボジアは、12万8千ルピーで、ネパールの約5割となっている。

1) ここでいう事業所とは、固定の場所で経済活動を営み、固定的な設備を所有しているところであり、国際標準産業分類第4版（ISIC）における **Establishment** の定義に準じている。ネパールでは、この **ISIC** に基づいたネパール標準産業分類（**NSIC**）が使用されている。

一方、広義の事業所には、**Fixed**（固定の事業所）及び**Movable**（移動可能であるが、固定の場所で営業している事業所）のほか、**Mobile**（移動しながら営業している事業所）も含めて3種類とする場合があるが、この結果には、**Fixed** 及び **Movable** のみが含まれており、固定的でない **Mobile** は含まれていない。

また、ここでいう事業所には、会計帳簿を管理している事業所のみが対象となるので、単独事業所及び本所・本店・本社のみが含まれており、支所・支店・支社は含まれていない。

2) ネパール 2018 年経済センサスでは、次の産業に属する事業所は、国際的な実例に基づき調査対象としていないため、結果には含まれていない。農林漁業（**NSIC Section A**）に属する事業所のうち公的な機関に登録されていない事業所、官公庁等（**NSIC Section O**）、個人のホームヘルパーなどの世帯活動（**NSIC Section T**）及び大使館や国際機関等の外国公務の施設（**NSIC Section U**）。

3) 常時雇用されている者のみで、臨時に雇用されている者は含まれていない。

4) 本稿に掲載されている日本の数字は、すべて2016年経済センサス活動調査の全国結果による。

5) 本稿に掲載されているカンボジアの数字は、すべて2011年経済センサス活動調査の全国結果による。

2018 年経済センサスの結果は、中央や地方政府における各種政策や計画の立案に利用されるほか、大学や研究所における学術研究、民間部門における経営戦略や市場調査

等に利用される。この結果の英語版、詳細な結果、調査の概要等は、次のネパール中央統計局（CBS）等のページから参照可能である。

<https://cbs.gov.np/economic-census/> ネパール中央統計局 HP

<http://www.stat.go.jp/info/meetings/nepal/nepal.html> 総務省 HP

2018 年経済センサスは、ネパール中央統計局が実施機関であり、日本国政府及び国際協力機構（JICA）は、「2018 年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて、2016 年 3 月以降、総務省統計局等から専門家を派遣し、これを支援している。

国際協力機構は、現在、ネパールの他、エジプトでも統計支援を行っており、過去には、カンボジア、インドネシア、スリランカ、アルゼンチン、メキシコ等にも、総務省統計局等から専門家を派遣し、支援してきたところである。